

税関における包括許可の確認方法について（お知らせ）

平成8年9月12日 貿易局安全保障貿易管理課

最終改正 平成17年2月25日 貿易経済協力局安全保障貿易審査課

一般包括輸出許可及び特定包括輸出許可に係る輸出令第5条(税関の確認)に基づく確認については、平成8年9月13日から下記の通り取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

一般包括輸出許可及び特定包括輸出許可を受けている輸出者においては、通関手続きを行う際、以下の事項をインボイスに記載して下さい。これに基づき、税関は当該貨物が包括許可の対象貨物であるかどうかの確認を行います。

輸出しようとする貨物について、包括許可の対象貨物に該当する「輸出貿易管理令」（昭和24年政令第378号）別表第1の『項』及び『番号』並びに「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（平成3年通商産業省令第49号）の『該当規定』をインボイスに記載して下さい。

ただし、輸出貿易管理令別表第1の『項』又は『番号』に掲げる貨物の全てが一般包括輸出許可の対象となっているような場合(税関が、政令の『項』及び『番号』のみの記載でも一般包括輸出許可の対象貨物であることを容易に確認できる場合)には、例外的に省令の『該当規定』の記載を省略することが出来ます。

(記載例1) 5の項(2) 貨物等省令第4条第1項

第一号 ロ

(記載例2) 5-2 4-1-1-ロ

なお、該当規定の記載のみでは一般包括許可の対象か否か判別できない場合には、当該貨物の概要についても一般包括許可の対象であることが判別できるように、インボイスに記載して下さい。

(記載例3) 3の項(1) 貨物等省令第2条第1項

第一号二 ジメチルアミン 2kg

本件についてのお問い合わせは、下記までお願い致します。

ます。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課